

## —地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み (V)— 宮城県動物愛護センターにおける愛護事業

小山田善治郎<sup>†</sup> (宮城県動物愛護センター所長)



### 1 はじめに

宮城県動物愛護センター(以下、センター)の生い立ちは、昭和47年宮城県長期総合計画及び昭和53年新長期総合計画において、狂犬病予防対策の確立及び動物愛護思想の普及啓発を図る施設として、動物管理センターの設置構想がうちだされた。それまでは、県内各保健所の犬抑留施設で処分された犬猫は市町村に委託焼却されていたことから、収容・殺処分及び焼却の一貫性を備える必要性が課題となっていた。昭和58年名称を変え動物愛護センターとして基本計画が策定され、平成元年に管理施設(事務所及び収容棟)が完成した。平成2年には愛護施設(愛護館及び小動物舎)が完成し現在に至っている。近年私たちの周りでは、少子・高齢化が進み家族構成が変化する中で動物を家族の一員と考える人が増えたり、ペットブームなどで動物への関心が高まっていることなどから、動物を飼う人が増えている。それに伴い、人と動物にかかわる問題も数多く発生している。このようなことから、宮城県では飼い主が動物の習性や生態を十分に理解し適正に飼育することや、県民が動物の命を大切にすることをもち、人と動物のかかわりを理解できるような取り組みを推進していくため、平成19年12月に「宮城県動物愛護管理推進計画」を策定している。この計画は三つの基本理念からなる。一つ目は動物愛護を通じた生命を大切にすることを育成。そのために動物とのふれあいなどを通して命の大切さや他者へのいたわりの心をはぐくむと共に不妊措置の啓発・犬猫の引取りの有料化により引取頭数の削減を目指す。二つ目は動物の適正な管理に基づいた人と動物が共生する社会の形成。そのために飼い主に対して動物の習性や生態を理解し、鳴き声や臭い、糞の始末など周囲の環境に配慮した飼育を促す講習会の開催や盲導犬・介助犬の役割や動物の介在活動の理解が深まるよう普及啓発を行う。三つ目は動物の愛護

と管理に関する県民合意の形成と協働関係の構築。そのために動物愛護推進員を各地域に配置し、飼い主・各種団体とのネットワークを作り、地域における動物愛護の普及啓発を行う。当センターもこの三つの基本理念に基づき事業内容の見直し・改善を実施している。展開している事業は管理事業(収容・殺処分・焼却)と愛護事業(ふれあい広場)になっている。管理事業は、各県・各市の動物愛護(管理)センターとも同じため割愛し、ここでは愛護事業について紹介する。

### 2 ふれあい広場

県民が自由に動物とふれあえるように、平日の午前10時から午後3時までふれあい広場(以下、広場)(図1)を開放している。広場にはふれあいコーナー(図2)の他、馬場、鳥小屋、動物舎、愛護館等がある。ふれあいコーナーでは譲渡前の成犬(図3)・子犬のほかウサギ・モルモット(図4)・成猫(図5)・ヤギとふれあうことができる。センターで飼養しているふれあい動物には譲渡会で模範を見せる犬のシロ、ふれあい用に猫のタマ・クロ、ヤギのあい、ポニーのみどり・花子などがいる(表1、図6)。

広場への来場者数は表2のとおりである。

### 3 ふれあい教室

保育園児から小学校低学年児童の団体を対象にふれあい教室を実施している。ふれあい教室には、広場を利用した所内ふれあい教室と、センターへの来所が困難な遠方の団体へ赴き行う移動ふれあい教室がある。所内ふれあい教室の流れは図7のとおりである。移動ふれあい教室ではこれから馬車を除いた流れとなる。

オリエンテーションでは動物とのふれあいの仕方のほか、咬傷事故防止のために放浪犬がいた場合の対処方法を説明している。また、動物由来感染症予防のため動物とのふれあい後は手洗いをしよう手指洗浄方法の指導も行っている。

<sup>†</sup> 連絡責任者：小山田善治郎 (宮城県動物愛護センター)

〒981-3326 黒川郡富谷町明石字下向田69-4

☎022-358-7888 FAX 022-358-9424

E-mail : aigo-s@pref.miyagi.jp



図1 ふれあい広場



図4 モルモットとのふれあい



図2 動物ふれあいコーナー



図5 成猫とのふれあい



図3 成犬とのふれあい



図6 飼育動物

#### 4 訪問ふれあい広場

冬期間にはふれあい教室が無いため、近隣の老人保健施設、障害者介護施設等を対象に、子犬、ウサギ、モルモット、成猫による訪問ふれあい広場を平成22年度から実施している。平成21年度は試行として3回実施し、191人の参加があった。

#### 5 夏休み一日飼育体験

夏休み期間に県内在住の小学5・6年生を対象に、セ

ンターで飼育している動物の飼養管理体験をおこなっている。飼育体験では飼養管理を体験することにより、動物の習性や適切な飼養管理についての理解を深めてもらうこと、この体験を通して動物愛護の心を育むことを目的としている。平成22年度は4日間実施し57名が参加した。

表1 飼養動物

目的	種類(数)
ふれあい	犬*, 猫(2), モルモット(26), ヤギ(1), ウサギ(18)
馬車	ポニー(2)
展示	クジャク(3), オカメインコ(4), 烏骨鶏(3), 尾長鶏(1), チャボ(3), ウズラ(5), オカメインコ(4), セキセイインコ(11)

\*犬は譲渡前の成犬と子犬を使用

表2 広場の利用者数

	開場日数	利用者数	一日あたり利用者数
21年度	241	7,274	30.2
20年度	244	9,222	37.8

表3 ふれあい教室の実績

	①所内		②移動	
	件数	参加者数	件数	参加者数
21年度	43	1,956	5	326
20年度	49	2,701	3	227

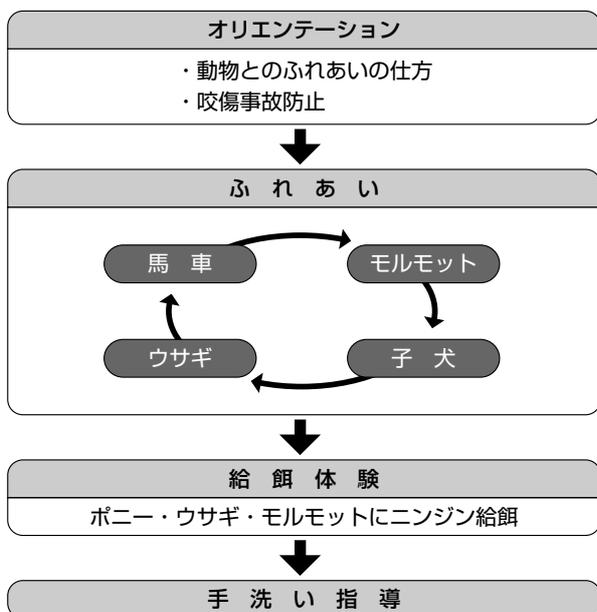


図7 ふれあい教室

飼育体験の内容は朝夕の給餌(図8)・掃除(図9), センターの仕事についての講話, 馬車運転(図10)などのほか, 日本愛玩動物協会宮城県支部の協力のもと子犬のシャンプーを実施している。

参加者の感想では, 子犬の世話と馬車の運転が好評だった半面で, 馬の世話が大変だったようであるが, 動物を飼うことは簡単ではないことが理解されたのではないかとされる。



図8 1日飼育体験・給餌



図9 1日飼育体験・掃除



図10 1日飼育体験・馬車運転

## 6 犬の譲渡会

県内各保健所(仙台市を除く)から搬入された犬について, 検疫後希望者に譲渡している。搬入から譲渡の流れを成犬は図11, 子犬は図12に示す。

譲渡方法は毎月1回譲渡会を実施している。譲渡会の流れは図13のとおりである。

事前適正飼養講習会の受講は6カ月間有効とし, 多数の希望者のため譲渡されなかった場合や希望の犬がいなかった場合に次回の講習会は免除される。また, 平成元

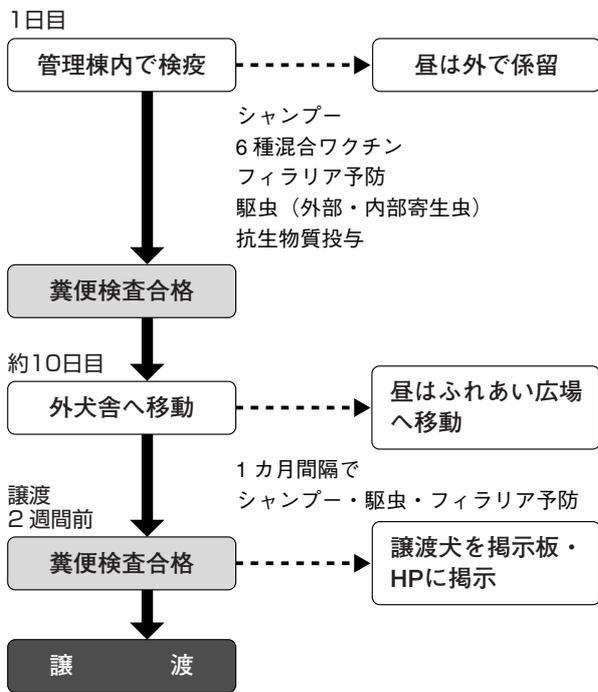


図11 譲渡の流れ（成犬）

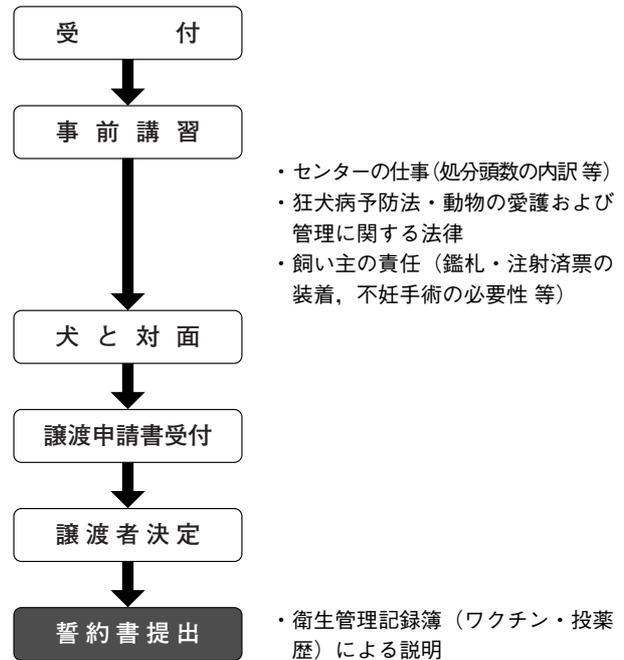


図13 譲渡会

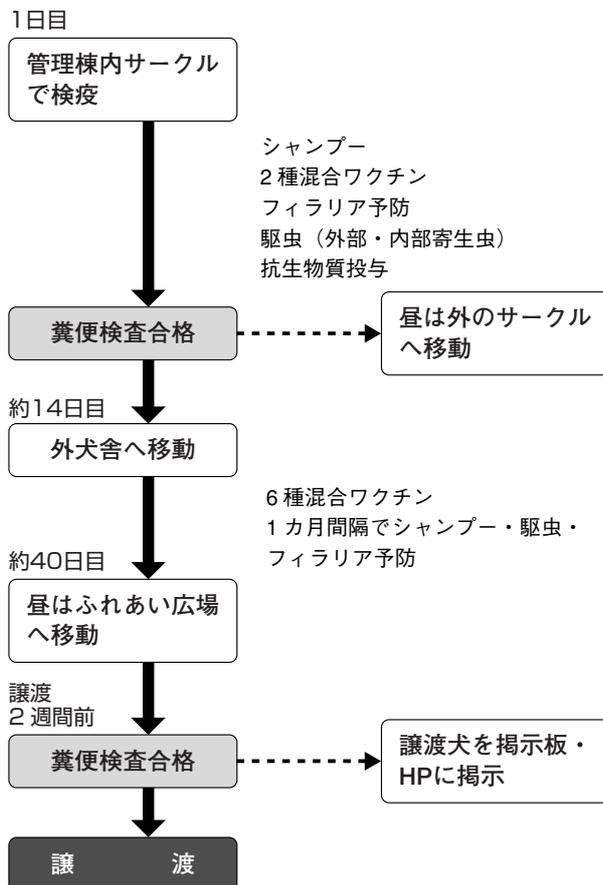


図12 譲渡の流れ（子犬）

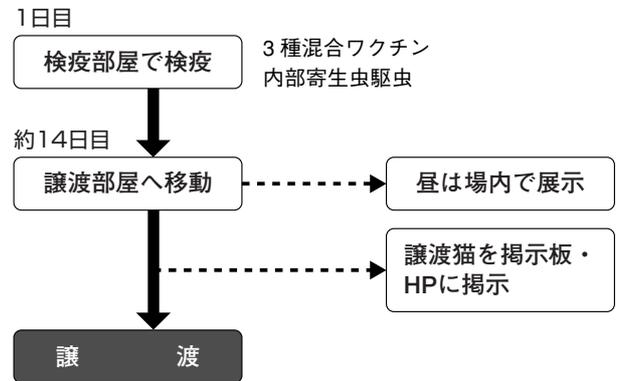


図14 譲渡の流れ（猫）

年にできた管理棟は譲渡を考慮した犬舎ではないため、管理できる犬の数に限りがある。そのため犬を譲渡されなかった事前適正飼養講習会受講者には犬の希望を聞き、検疫前の犬でも良いことを条件に優先的に譲渡している。平成21年度は子犬95頭、成犬32頭を譲渡した。

なお、譲渡後の飼養状況確認は1週間後実施し、しつけ方の相談を受けている。また、1年後にアンケート調査を実施し、不妊の推進に努めている。

## 7 猫の譲渡

県内各保健所（仙台市を除く）から搬入された猫について、検疫後希望者に譲渡している。搬入から譲渡の流れは図14に示す。譲渡できる猫は写真を掲示板及びホームページに掲載している。また、実際にふれあえるように場内に展示している（図15）。猫の譲渡は随時行っており、譲渡希望者には譲渡申請書と誓約書を提出して



図15 猫の譲渡

もらっている。また譲渡時にはセンターで作成したパンフレットを使用し譲渡前講習を実施し、譲渡者にワクチン接種証明書等を交付している。

### 8 愛護週間一日開場

動物愛護週間中の休日に午前10時から午後3時まで動物愛護週間一日開場（以下、一日開場）を実施してい

る。一日開場では広場を開放し動物とのふれあいや馬車、ポニーへの給餌を実施している。平成21年度は83組259名の入場者があった。

### 9 その他

ホームページには、譲渡犬猫の写真のほか卒業した犬猫の来所時の写真や手紙を掲載している。掲載前はセンターから連絡を取ることがほとんどであったが、掲載後はたくさんの方から近況報告や相談などを受けるようになった。中にはしついで困っていたが相談してはいけないと悩んでいる方もおり、これからも相談を受けやすい体制を整える必要がある。

### 10 おわりに

動物愛護行政は保健所・センター・市町村だけではなく、動物愛護推進員・各種団体及び県民の理解・協力を得ながら取り組んでいかなければ達成できるものではない。そのためには、次の世代につなげる事業内容を展開する必要があり、今後とも、人と動物が共生できる社会を目指していきたい。